

第一号議題 会則の一部改正について

SHR等疾患モデル共同研究会会則の一部を次のように改正する。

1. 第2条を第3条とし、以下1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。
「(所在地)
第2条 本研究会は、主たる事務所を次の所在地に置く。
京都府京都市左京区下鴨森本町15番地 生産開発科学研究所3階」
2. 第15条第1項を「本研究会は、事務局および共同研究部門で組織する。」に改め、同条第1項第1号を「事務局は、必要な事務担当職員で構成する。」に改める。
3. 次の附則を加える。
附則 (2022年6月27日 総会承認決定)
この会則の一部改定は、2022年6月27日から施行する。

会則の新旧対照表

新	旧
<p>(所在地) 第2条 本研究会は、主たる事務所を次の所在地に置く。 京都府京都市左京区下鴨森本町 15 番地 生産開発科学研究所 3 階</p>	(新設)
<p>(目的) 第3条 (旧会則の第2条に同じ。以下14条まで1条ずつ繰り下げて旧会則に同文。)</p>	<p>(目的) 第2条 本研究会は、高血圧関連疾患モデル学会等と密接な関係をもって、生活習慣病等の疾患モデル動物の開発、系統維持に関する研究を推進し、又これらモデルを活用した基礎研究および臨床研究の進捗を期して、疾患モデル動物の秩序ある譲渡、普及を計るとともに、研究者相互の共同によって医療技術、研究情報等の交流を活発にして、生活習慣病の予防、治療の質的发展に資することを目的とする。 (第3条から第13条まで記載省略)</p>
<p>(組織構成) 第15条 本研究会は、事務局および共同研究部門で組織する。 (1) 事務局は、必要な事務担当職員で構成する。 (2) (旧会則に同じため省略。) 2. (省略。以下同じ。)</p>	<p>(組織構成) 第14条 本研究会は、事務局および共同研究部門で組織し、それぞれ次の職員を配置する。 (1) 事務局は京都市に置き、事務局の長と事務職員若干名で構成する。 (2) 共同研究部門は理事会の承認を得て、必要な地に研究拠点を置くこととし、主任研究員若干名と学術員若干名で構成する。 2. (省略。以下同じ。)</p>
<p>付則 (2022年6月27日 総会承認決定) この会則の一部改定は、2022年6月27日から施行する。</p>	